

荒天時の対応について

1 警報発令時の対応について

- (1) 午前6時の時点において、神奈川県全域ないし神奈川県東部または横浜・川崎に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報」のいずれかが発令されている場合は、生徒は警報が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機とする。
- (2) 午前8時30分までに警報が解除された場合には、3校時の授業から行う。
- (3) 午前11時までに警報が解除された場合には、5校時の授業から行う。
- (4) 午前11時の時点においても、引き続き警報が発令されている場合は、臨時休業とし、生徒は自宅学習とする。

ただし、警報が解除されても、自宅周辺の状況や交通機関の不通・乱れによって、登校できない生徒や遅れる生徒には、出席扱いなどの配慮をいたしますのでくれぐれも無理をしないよう注意させてください。

2 行事・定期テストについて

上記1の規定に準じて実施する。定期テストに関しては、1校時目の科目から順次実施する。

3 その他

- (1) 相鉄線が運休の場合は、原則として上記1の規定を準用する。
- (2) その他の鉄道・バス等が運休の場合は、安全に十分配慮して可能な限り登校する。
- (3) 上記以外でも異常気象等への対応が必要な場合は別途協議し、必要に応じて「まちcomiメール」、連絡網等で連絡する。
- (4) 台風の直撃が予想される場合などは、上記1の規定によらず、前もって臨時休業等を判断し連絡する場合もある。

1の規定のまとめ		
	状 況	対 応
(1)	午前6時の時点、警報発令中	→登校を見合わせ、 <u>自宅待機</u> とする
(2)	午前8時30分までに警報解除	→3校時の授業から行う。
(3)	午前11時までに警報解除	→5校時の授業から行う。
(4)	午前11時の時点、引き続き警報発令	→臨時休業（ <u>自宅学習</u> ）とする。